

目黒区議会議員

白川愛の活動報告



わたい
容赦しないので!
闘う
母性。

令和4年もブレずに目黒区行政をしっかり監視 一連托生、既得権益者による お手盛り改正てんこ盛り

区長・議員のボーナスUPに反対

生活が苦しいと感じている区民が多い中、青木区長は自らのボーナスUPと議員ボーナスUP条例改正案を議会に提出。私には区長のボーナスも議員のボーナスも直ちに増額するだけの理由が全く見当たらないため前回の増額提案に引き続き反対しました。

反対したのは: 共産・維新・白川だけ



▲起立しているのは自らのボーナスUPに賛成している議員たち

人事院勧告に基づいて国家公務員の期末勤勉手当の支給割合が改正されることには反対しませんが、一般職員と区長や議員などの特別職はその採用のプロセスも、支給される各種手当も一般職員とは全く違います。人事院勧告は労働基本権の制約のある公務員に対する代償措置として、民間企業従業員の給与水準と均衡させることを目的に勧告を出しているもので、あくまでも一般職の公務員に対する措置であり、副業が認められ、政務活動費も支給され、費用弁償や出張の日当まで支給される議員に民間企業従業員との均衡が適用されるという考えには同意できません。

人事院勧告や職員の給与動向に準じて変更する必要性も無く、勧告の度に区長の諮問機関である特別職報酬審議会に答申するのは区長の判断によるもので答申しない選択肢も当然区長にはあります。審議会という

のは自分の報酬を決めるために違法性がないよう区長が実行する手続きであり、提案内容は人事委員会の勧告を基礎にし、区長自身が「上げてもいい?」と諮問する。それを確認しているだけの審議会には金額決定権は無論なく、審議会の答申には必ず従うべきというものでもありません。あくまで決定権者は議案提出の区長で、勧告にも基づかず諮問したのなら、それこそ「自分の報酬をあげるために提案した」だけでしょう。ということになる。1期4年務める毎に退職金約2,000万円が支給される現在5期目の青木区長も、何期務めても退職金の無い議員も、ボーナスUP条例改正案には一連托生で賛成する議会多数派。

元議長の監査委員スライド人事に反対

青木区長は、つい先ほど「都合により(議長を)辞任したい」と申し出て議会で辞任が承認された辞任ホヤホヤの元議長を「目黒区監査委員に選任したい」という内容の議案を議会に提出。

自民党おのせ康裕元議長(現監査委員)は過去に自らの政務活動費を不適切に支出していたとして住民訴訟を提起されている。またこの住民訴訟に区が敗訴したことで、青木区長は政務活動費の一部の返還を議員に求めるようにと裁判所から命じられている。私はこのような経験を持つ青木区長がこの元議長を監査委員として適任者だと考えている時点で、更なる監査機能の充実強化を図ろうとはしていないと考え、この人事案に反対をしました。

平成29年の地方自治法等の一部を改正する法律により議員選出監査委員を選任するか、しないか、について各自自治体の判断により選択できるようになりました。それでも区長は「置く必要がないという事は、置くこともできるということ」等と述べ、議会が元議長を推薦した

その他、白川の主だった議会質問とその後の行政対応

Q いざという時に見つけれない、使えないAEDでは全く意味がない。区民の税金を投じて設置しているAEDの設置情報の周知が不十分。設置場所の案内表示も不十分。「通りすがりの人でもすぐに見つかるかどうか」また、契約の際には受託者の責に因らない損害、(現状で言えばAED機器を使用するためにやむを得ず設置協力店の店舗のガラス扉を破損してAEDを取り出した場合)の補償は誰の責において行われるのかなど、実際に使用される場面を想定した視点で設置目的と設置場所の妥当性をしっかりと見極めて頂きたい



A 【設置個所の情報公開を進めるべく全件確認すると答弁】

Q ひとり親など、養育費の取決めや取得に要する経費の一部を助成する養育費確保支援事業の申請時の18歳未満要件を緩和すべき

A 【要綱改正で年齢制限が外された】

Q 製造から30年が経った火災報知器が誤作動を起こし消防を出勤させている事実があるが、火災報知器はメンテナンスをしながら壊れるまで使う機器ではない。内部の電子機器の寿命も考慮して一定の期間内に取り換え交換するべきもの



A 【設置から20年以上が経過した報知器の交換費用が来年度予算要求されていることを確認】

Q コロナ禍で庁舎屋外中庭に設置された喫煙所からタバコの煙が入ってくる、タバコの臭いが気になるので窓を開けての換気ができないという職員の声にも真摯に向き合うべき

A 【正式に職員からそのような声があがれば必要に応じて改善を図ると答弁】



Q 歳入確保策として基金の国債、地方債での運用に加えてESG債投資運用を提案

A 【グリーンボンドなど目黒区としては初めてESG債を購入した】

「拉致被害者の奪還のため、一丸となりましょう!」 北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会



白川愛
プロフィール

目黒サレジオ幼稚園、目黒星美学園小学校、英国ボーラムホールスクール中学・高校留学、大学入学資格検定取得、日本歯科大学歯科短期大学卒業。歯科技工士。金属アレルギー悪化に伴い歯科技工士を退職。慶應義塾大学法学部在学中にドイツ銀行内定。外資系金融機関数社勤務後ウォルトディズニージャパンに勤務。第三子を低体重児として出産、自らも待機児童問題に直面し退職。解けた靴紐が原因で通学中の学生が交通事故で命を落とすという痛ましいニュースがきっかけとなり、解けない靴紐を販売する(株)ZubitsJapan設立。米国NPO(学生起業家支援)SekaiCreatorメンター、めぐるワークママ主催。『自由を守る会』目黒地域政策委員。

自由を守る会

@aishirakawa1

facebook.com/aishirakawa.tokyo

地域のことは
地域で決める

会員
絶賛募集中

自由を守る会 白川愛

153-0051
目黒区上目黒3-6-5 中目ビル2階
080-7505-0905

ai@aishirakawa.tokyo

検索



http://aishirakawa.tokyo/

ブログも
ご注目ください。

のだからそれを変えなければ議会が条例改正案を出せばいいとまで言う始末。監査委員の選任権が区長にあることから、監査委員と議会の監視機能における役割分担を考えた場合、監査委員は、専門性のある識見監査委員に委ね専門性や独立性を発揮した監査を実施することが良いのか？ これまで通り議会多数派からの推薦に唯々諾々と従い続けるのが良いのか？

区民の皆様のご意見もぜひ伺いたいです。因みに監査委員に選任された議員は議員報酬に加えて報酬に¥193,000がプラスされます。

青木区長の トップマネジメント能力に疑問符



私が毎回青木区長に指摘し続けてきたのは目黒区行政で繰り返される個人情報の紛失と漏洩の問題です。なぜ指摘し続けるのか？それは目黒区の全ての執行機関が信頼される区政の実現のために個人情報 を正確に保持し、保護する事は区民に対する実施機関としての責務であり、区民の区政に対する信頼を確保する上で根本的な要件だからです。

第三者（外部弁護士）からも「職員の倫理意識の欠如が疑われる」という報告がなされる事態は早急に改善すべき区政の課題です。目黒区では職員一人一人の個人情報管理に対する意識の向上を図る事が急務！！過去にも幾度となく個人情報漏洩事案を発生

させ続けてきたその行政責任を負う立場にある青木区長のトップマネジメント能力、コンプライアンス意識が問われています。

支援措置対象者（DV被害者）の現住所を（DV加害者）に漏洩させるという痛恨のミスをしてしまった税務課では地方税法上の保管期間が7年間と定められた区民の税情報を12年間も保存していました。それも質問されても担当課長は即答できずに、翌日になって答弁を修正してその事実を認めるなど、どれだけ杜撰な管理体制を敷いているのかが答弁からも透けて見えます。個人情報保護の観点からも保存期間が過ぎた unnecessary 個人情報は速やかに廃棄すべきです。

更に職員目から見ても危険だと思われるほど、執務室における扉の施錠やロッカーの施錠が恒常的に不十分であり個人情報の流出の恐れがある状況が長年にわたり放置し続けてきたことも問題です。

「ヒューマンエラーは起こるもの」という前提に立てば個人の努力だけでは事故を防ぐことは容易ではありません。職員に倫理観向上の為の研修を受けさせるだけではなく、環境や設計・計画の段階において、いかに事故を防止するのに注力するのが青木区長の責務であることは言うまでもありません。



目黒区議会33年ぶりの請願は「趣旨採択」

重度の障がいがあっても、就学や就職をあきらめて欲しくない!!

誰もが自分らしい選択ができる社会こそがユニバーサル社会



重度訪問介護サービスは大学への通学、 職場への通勤、在宅ワークには利用できない!!

人工呼吸器を装着されている方でも、重度訪問介護を利用すれば自宅で生活することはできます。しかしながら国は、重度訪問介護サービスの個人の「経済活動に係る支援については認めない」という見解を示しており、就労中をはじめとして対価が発生する活動時には利用できないと解されています。大学等への通学も「長年かつ長期にわたる外出」にあたるため通学中の重度訪問介護が利用できないという現状に問題はあります。しかしながら、コミュニケーション手段やICTの発達や働き方の多様化が進み重度障

がいのある方々も自らの能力や経験を生かして就学や就労ができる時代になりました。国も令和2年からは雇用施策と福祉施策の連携による助成制度や特別事業を設け、国（50%）や都（25%）も補助金という形で地域生活支援事業及や地域生活支援促進事業（任意事業）の実施主体である区市町村に任せることで、障がい者が基本的な人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるように経済的な援助をしています。任意事業であっても目黒区は、これら国や都の補助金を活用して地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により、障がい者の就労や自立した地域生活を実現できるように体制を整える必要があります。

議会に「請願」をする 区民の置かれた切実な状況

請願者は高校時代に頸髄を損傷。四肢、呼吸に麻痺が残り、常時人工呼吸器の使用を必要とする状況にあるため重度訪問介護サービスを受け区内で生活しています。現在、就職活動と進学準備を同時並行で進めており、重度訪問介護サービスではカバーできない就学や就業時のサポートをするためには、目黒区に実施の判断が任されている任意事業を早急に実施してもらう必要があります。これまで、請願者はその必要性を訴えてきましたが、あくまでも任意事業であることを理由に一向に事業実施の判断をしない目黒区行政。そこで議会からも早急な事業実施を促すことに期待し請願に至りました。

地方議会への請願の意義

請願は、地方公共団体の職務に関する事について、誰もが希望を述べるができる制度。今回の請願者のように、必ずしも全ての住民の権利や利益が法によって保護されているとは限らない。だからこそ、不公正を被っている住民の権利や利益の侵害に対する救済手段として請願がある。議会は請願を通じて住民から直接行政機関の行政執行上の問題点の情報提供を受けることで、行政機関を監視し、より住民に直結した行政執行の実現への努力ができるという点でもたいへん意義のある制度です。

目黒区議会で多発する 「趣旨採択」ってなに？

請願の審査は、請願そのものを議決するのではなく、請願の対する議会の意思を決定するものなので、本来であれば請願を「採択」するか「不採択」するかのはずれかであるはずなのですが、請願（陳情）の願意については十分に理解できるが、財政事情等から当分の間は願意を実現することが困難な場合などに、便宜的に「趣旨には賛成である」という意味の議決をすることがあります。この場合の決定方法のことを「趣旨採択」いいます（一般論）。

しかし、これまで目黒区議会ではこういった時に「趣旨採択」とするのかについて定義づけをしてきませんでした。そのような経緯からでしょうか今回「趣旨採択」とした理由を委員長（自民党）は「実施を担当する所管が既に区に対して来年度の予算要求を

していることが確認できたので、区は本事業の実施を既に決定しているため」と述べました。

担当所管が予算を要求したからといって必ずその予算が通るとも限らず、100%実施しますと確約されたわけではありません。今後來年度の予算案が区長から議会に示され、議会の議決を経て来年度の実施が決まります。

議会の多数派がこのような理由で「主旨採択」とした事について大いに疑問を抱きますが、少なくとも「趣旨を採択」したのであれば請願については「採択」の場合の扱いと同様に、執行部に請願をきちんと送付し、委員会として経過並びに結果の報告を受けるという判断をすることもできたはず。そのような多数派による判断に賛成できずに、議会として執行機関へ請願を送付をすべきと考えた議員（2名）は趣旨採択に反対したため、結果として不採択を選ばざるを得なくなりました。

ここまでしないと動かない 目黒区ってどうなの？



請願者は平成30年から区に就業の意向があることを伝え続けてきました。区は当然ながら制度を整備する必要性は認識していたはず。それが「調査、研究が必要」「他区の状況を見てもまだ実施している自治体が少数」などと言う理由でここまで長く実施の判断を遅らせてきました。

令和4年8月に請願者本人が担当所管に要望書を提出



10月白川が区長に「重度障害者等就労支援特別事業」及び「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」の事業実施に必要な予算措置を講ずる要望書を提出



11月白川が紹介議員となり「重度障害者の就労・修学支援に関する」請願を請願者と共に議会に提出



そしてやっと所管が来年度当初予算で事業費を要求

最期に、来年4月に改選を迎える白川は、来年改選後の次期委員会に対して申し送り請願を「正当に取り扱う」ことを委員長に確認させていただきましたが、残念ながらそれは議会の判断なので委員長は答える立場にはないそうです。引き続き確実に事業が実施されるまで定点観測を続ける所存です。